

第3章 史跡等の概要及び現状と課題

第1節 史跡等の概要

名称：島田宿大井川川越遺跡

種別：史跡

時代：江戸時代

指定年月日：昭和 41. 08. 01

追加年月日：平成 26. 03. 18

指定基準：六. 交通施設

解説

昭和41年8月指定 (『月刊文化財』昭和41(1966)年6月号(第33号)より転載)

箱根八里と並び称される大井川の川越は、わが国交通史上特異なものとして人口に膾炙^{かいしや}している。川会所(川庄屋が詰めて徒渉事務を扱い旅人が川越の札を買った所)の建物は、現在大井川のやや上流、国道沿いに移されているが、用途に即した構造をよくとどめている。旧東海道沿いには川会所跡をはじめ、川越に伴う諸施設、たとえば川越人夫が札と現金を引き換えた札場や一番宿から十番宿に至る人足溜場などの遺構が街道をはさんで連なっている。

平成26年3月追加指定・一部解除(『月刊文化財』平成26(2014)年2月号(第605号)より転載)

島田宿大井川川越遺跡は大井川の川越にかかわる遺跡である。箱根八里と並び称された大井川の川越はわが国交通史上重要なもので、大井川のやや上流に移されていた川会所の建物や、旧東海道沿いに存在する川会所の跡地をはじめ、札場や一番宿から十番宿に至る人足溜場などの川越に伴う遺構が街道を挟んで連なっていることから、街道を含むそれらの範囲が昭和四十一年に史跡に指定された。

その後島田市教育委員会により、昭和45年には川会所の移築復元がなされ、昭和57年までに札場や仲間の宿、二番宿等の諸施設の復元が実施され、保存・活用が図られてきた。また、街道の整備や個人住宅改築に伴って島田市教育委員会により発掘調査が実施されてきた。

島田市教育委員会が史跡のさらなる保存・活用を図るため、文化年間(1804~18)作成の『東海道分間延絵図』や明治17(1884)年作成の公図等と現地との照合を行ったところ、稲荷神社や大堤、並木敷の存在を確認することができた。稲荷神社は、宝暦10(1760)年に川越人足が提唱し、水難防除のため奉斎したとされる八重棹稲荷神社で、大井川の堤防とともに『東海道分間延絵図』に記載され、川越遺跡の一部とみなすことができる。並木敷についても土地の区画として確認することができる箇所があり、さらに二番宿(昭和47年復元)や三番宿(昭和48年復元)、荷縄屋跡の保全のため隣地を追加指定し、保護の万全を期すものである。

なお、昭和41年の指定時には、川会所は江戸時代の位置より北西約900mの場所に移されており、その敷地が指定されていたが、その後街道沿いに移築・復元されており、今後も史跡として保全する意味は喪失している。よって、その箇所について指定を解除するものである。

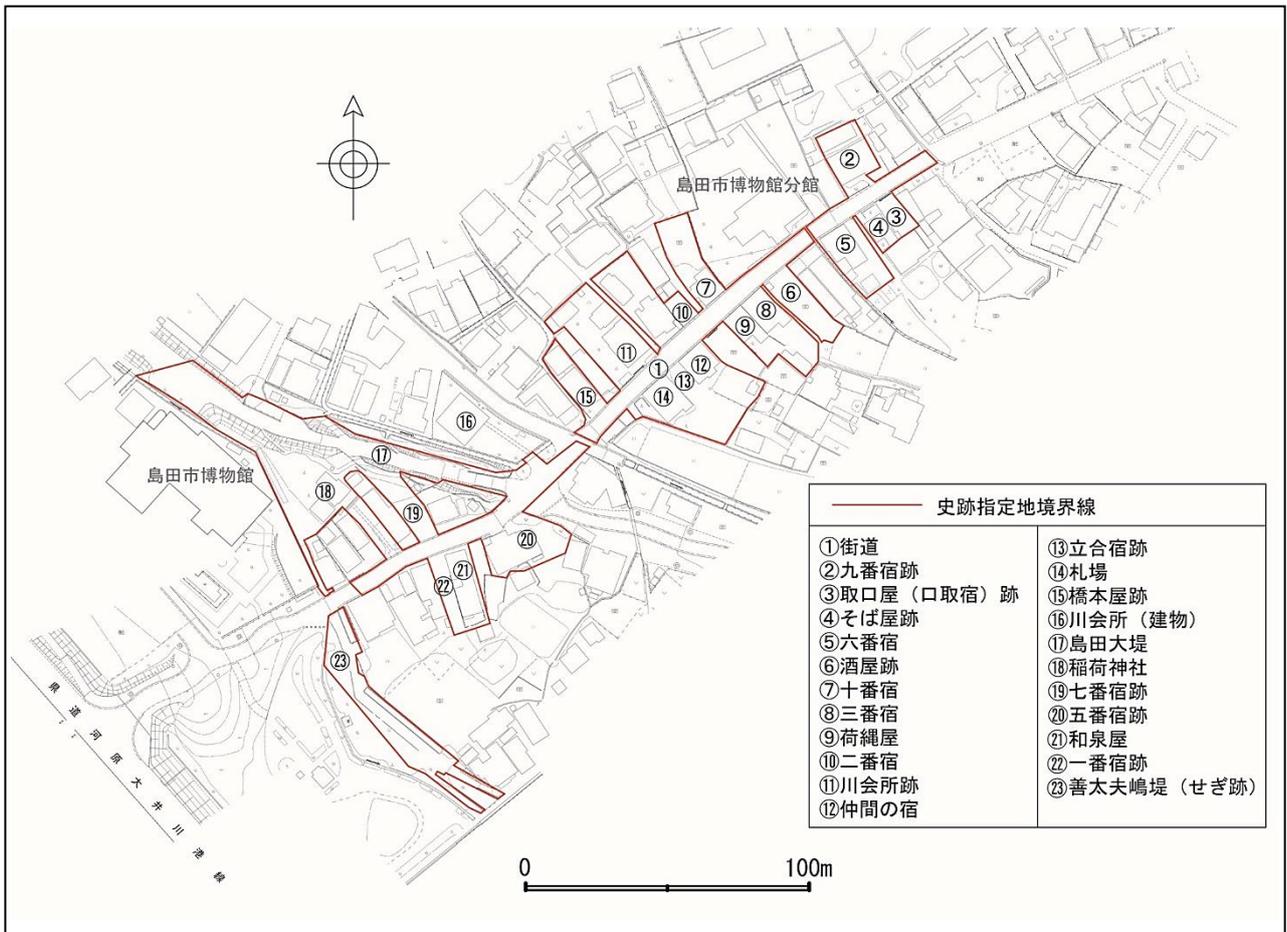


図9 指定対象範囲地図

第2節 史跡等の現状

1 人口動態

川越遺跡のある河原町は島田市の中心市街地から西へ約2kmの場所にある。西は大井川に面し、南側には新東海製紙株の工場が広がり、北側は主要地方道島田吉田線を挟んで稲荷町に接し、町が三角の形をしている。

河原町の人口は1,325人で、487世帯（令和元年12月31日現在）が暮らしている。少子高齢化の影響から二丁目の人口が減少しているが、一丁目の博物館本館北側の宅地化が進み、島田市の人口が減少しているなか、町内全体としてはほぼ横ばい傾向にある。

隣接する稲荷町に小・中・高校があることやJR島田駅から徒歩約25分の距離であることから、住環境に恵まれた住宅地であると言える。

一方で、史跡・景観の保護を目的に史跡内の復元整備、土地・建物の公有化を行ってきたが、ライフスタイルの変化などにより、従前の所有者から子・孫へ土地・建物が継承されず、空き家の増加が危惧される。

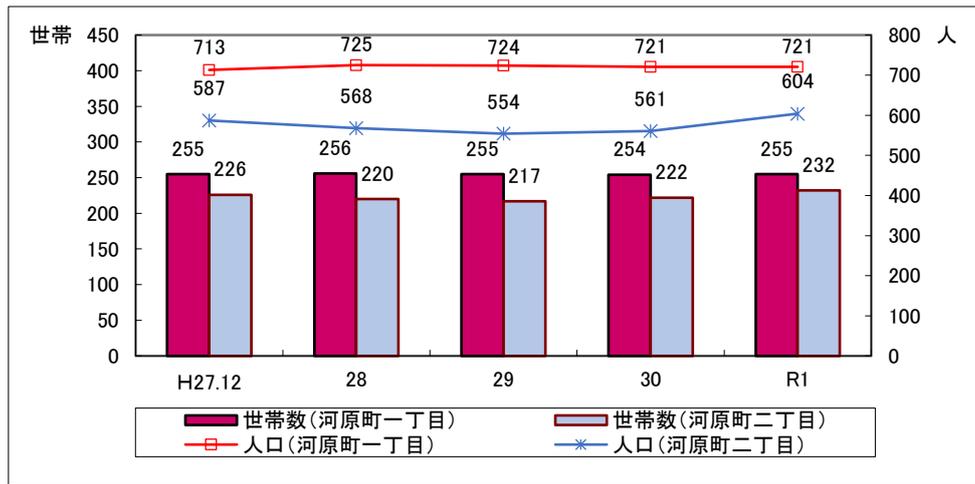


図10 人口・世帯数の推移 資料：島田市統計書（令和元年）

2 土地

河原町地区内の用途地域は、第1種住居地域（約23.8ha）と準工業地域（約3.8ha）に分かれており、準工業地域は主に川越街道と新東海製紙株との間に指定されている。

川越街道の沿道は、住宅地と公共施設用地であり、背後に農地が分布している。公共施設用地としては、島田市博物館分館があり、川越街道の西側には、島田市博物館本館、朝顔の松公園、南側には河原町公会堂がある。農地は家庭用の畑・水田がほとんどで、近年宅地造成が進み、年々減少している。

県道河原大井川港線（大井川堤防）および県道島田岡部線沿いでは開発行為が行われ、住宅地として利用されている。

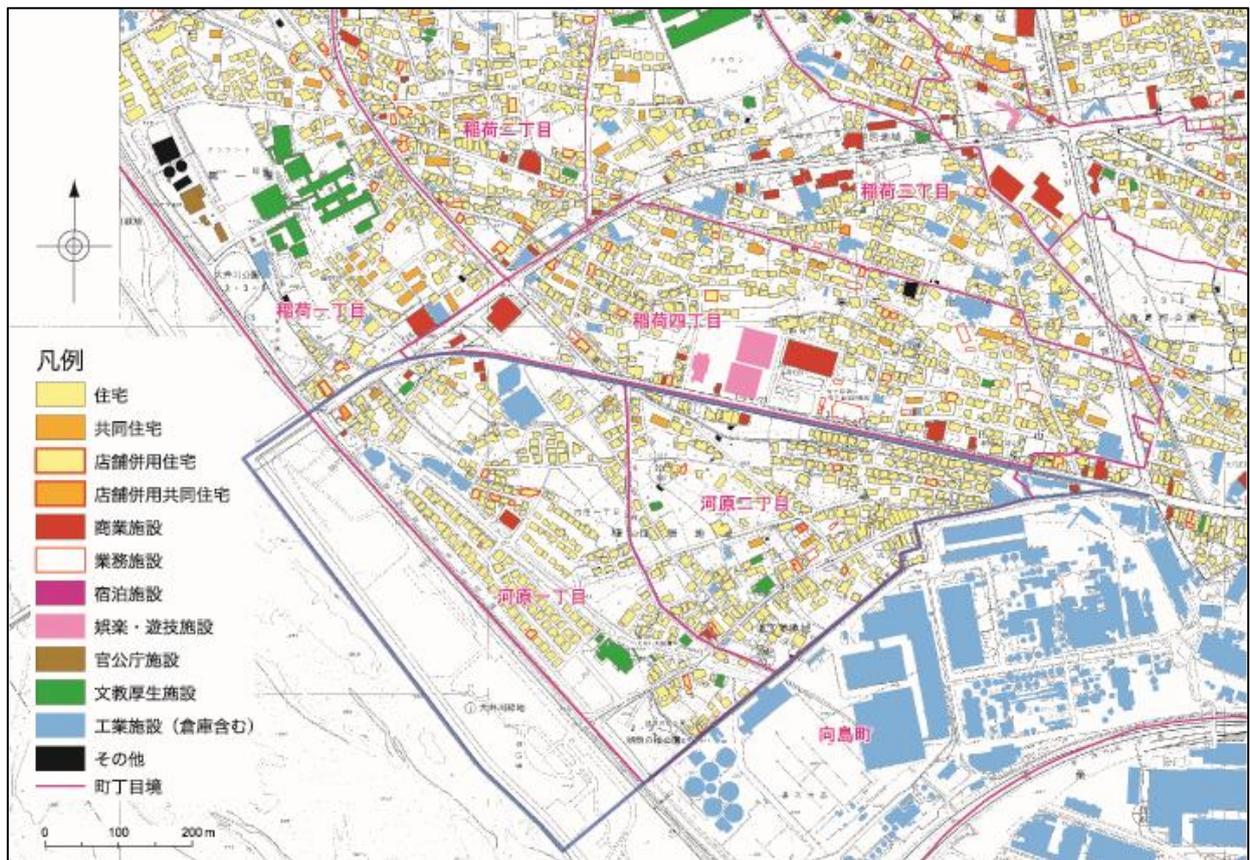


図11 建物用途現況図（平成29年度都市計画基礎調査）

指定地の土地所有については、街道や堤防の公有地に加え、昭和 53(1978)年以降に史跡の保護を目的に公有化した土地を含め、計 13 箇所が市有地となっている。

表 1 土地所有の状況

所有	呼称	面積 (㎡)	割合 (%)
島田市	街道・島田大堤・善太夫嶋堤 (せぎ跡)・川会所跡・酒屋跡・三番宿・十番宿・仲間の宿・立合宿跡・札場・七番宿跡・二番宿西・松並木敷き	8,203.98	78.8
民間	九番宿跡・口取宿 (とりくちや)・そば屋跡・六番宿・荷縄屋・二番宿・五番宿跡・和泉 (泉) 屋跡・一番宿跡・稻荷神社	2,212.83	21.2
合計		10,416.81	100.0



図 12 土地所有区分地図

3 商業施設

川越遺跡の周辺には、飲食店が川越茶屋 (そば玄) のほか 2 店舗あるのみで、河原町には店舗が

少なく、サラリーマン家庭が多く住む静かな住宅地となっており、川越遺跡周辺の商業活動は活発ではない。なお、隣接する稲荷町に小・中学校、高校やスーパーマーケットも2店舗あり、遺跡周辺の住民の多くが利用している。

4 道路

(1) 主要地方道島田吉田線 幅員10m：県管理

計画対象範囲と島田市の中心市街地を接続する道路。街路樹等の植栽は少なく、沿道は商店や事務所も立地しているが、住宅を中心とする土地利用がされている。



県道河原大井川港線

(2) 県道河原大井川港線 幅員7m：県管理

大井川の左岸の大井川第1堤防上に設けられた道路。大井川や牧之原台地、南アルプスの山々を一望でき、蓬莱橋をつなぐ観光道路としての役割も担っている。一部歩道が未整備なため、その対策が求められる。

(3) 市道大井川川越街道 幅員5.4～7.9m：市管理

主要地方道島田吉田線の向島から分岐して島田市博物館前の大井川第1堤防上の県道河原大井川港線までの道路。旧東海道で約270mが史跡指定地になっている。このため道路の幅員はかつての街道の形状を踏襲しており、場所によって道幅が多少異なる。川越街道まちなみ整備事業により、道路舗装（砂利を混ぜたアスファルト舗装）や水路の改修、電線・電柱の移設など修景整備を行っている。

5 河川・水路

(1) 一級河川大井川

南アルプスの間ノ岳(3,189m)を水源とし、静岡県中部を縦断し駿河湾へ流れる延長168kmの河川。古くは駿河と遠江の国境とされ、東海道の難所とされた。河原町の河岸から対岸までの川幅は約900mで、平常時は水量が少なく、川が幾く筋にも分かれて流れている。大雨の際は激しい濁流となって流れることから、「暴れ川」として恐れられていた。近年、川の中州に樹木が大量に繁茂し、景観が変化している。



大井川

大井川堤防より西の河川敷は河川公園・マラソンコースとして整備されている。

(2) 普通河川新溝川

国営向谷用水幹線から東に分岐し主要地方道島田吉田線の南側を流れる川幅約1.5mの水路。河原町の東端で南流し、市道大井川川越街道線と交差し、新東海製紙(株)工場内へと流れている。

(3) 国営向谷用水幹線

国営大井川農業水利事業の用水路。向谷水門から大井川の水を引き込んだ水路の支流で、主要地方道島田吉田線の南で普通河川新溝川と分岐し、南流する。川会所の建物と川越茶屋の間の道路を流れ、街道を横断して南に流れる。水量が多く一部は川越街道の両端の水路を流れ、潤いのある景観を作り出している。また、川越茶屋前には、野菜などを洗った「かわど」が整備されている。



向谷用水幹線の川越茶屋前のかわど

(4) 藪川都市下水路

昭和52(1977)年に都市計画が決定した整備済の水路で、島田高校の南を通過して河原町に入り、川越遺跡の北側を東流する。計画対象範囲のなかを流れる河川・水路は、主に上流の向谷水門で大井川から取水した水が、稲荷町を経て河原町に流れている。このため大井川の川砂が流水に混ざっており、やや濁った水色をしている。これらの河川・水路は、もともと農業用水として引かれたもので、町内で分流・合流して、新東海製紙(株)工場内の水路へ流入し、下流で再び大井川に合流する。

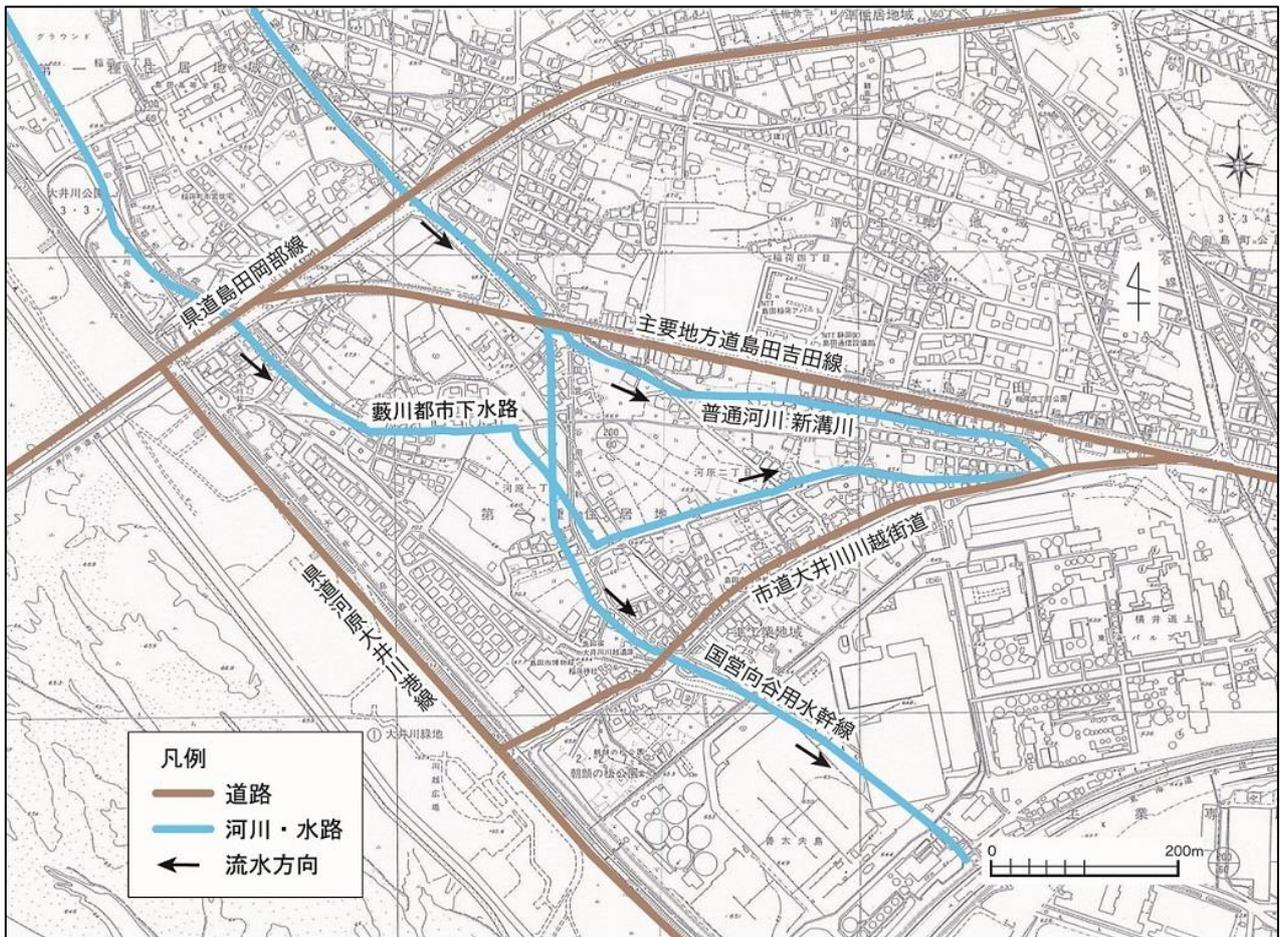


図13 道路・水路体系現況図

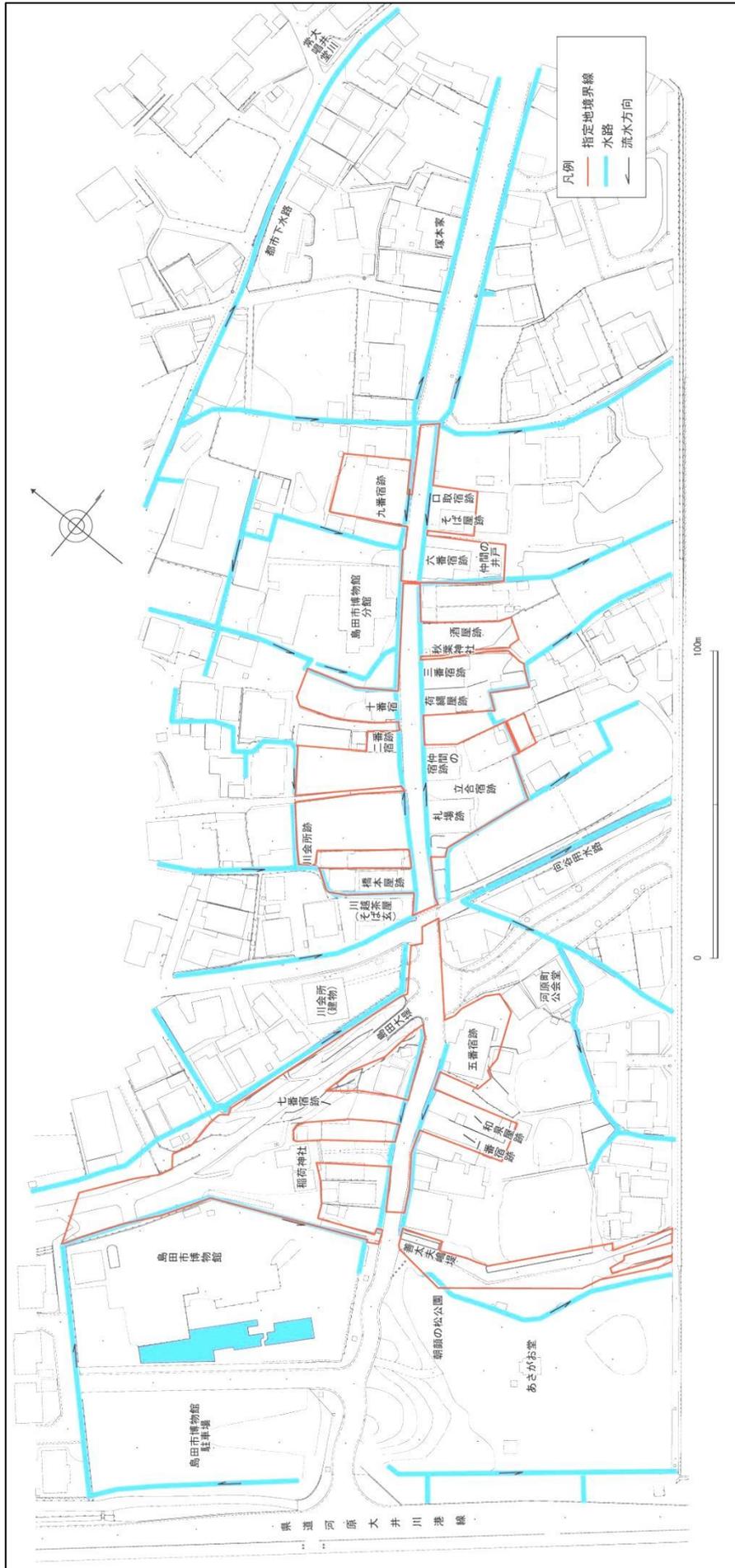


图 14 水路体系現況図拡大図

第3節 整備に向けた課題

1 整備に関する市民の意識

(1) 説明会などでの意見

平成26年度の「保存管理計画」の策定の際、河原町在住者を対象とした説明会や保護対象地域の所有者への個別訪問、および「基本構想」の策定に係る講演会（座談会）で、下記の意見や要望が寄せられた。

表2 説明会などでの主な意見

	意見・要望
地域住民の要望	<ul style="list-style-type: none"> ①生活道路の確保（南北・背面道路等の整備） ②少子高齢化と空き家対策（防犯・防災、活気がない） ③観光客のマナー遵守とプライバシーの確保 ④家並み・景観の統一 ⑤お出かけバスの路線 ⑥側溝落下防止の対策 ⑦商店の出店 ⑧空き地の有効活用 ⑨大井川川越しまつりの復活
市民・一般観光客の要望	<ul style="list-style-type: none"> ①景観・家並みの統一化 ②土産物店・飲食店・宿泊施設が欲しい。 ③見所を多くし、繰り返し訪れる魅力を作る ④空き地の活用 ⑤復元家屋を使って商売をする。 ⑥一般車両の通行と見学者の安全確保 ⑦建物以外でも川越しを理解できるようにする。 ⑧外国語の表記を行う。
講演会の座談会での意見	<ul style="list-style-type: none"> ①昔の川越しの実態を分かりやすく紹介する。 ②川越街道にしかない魅力を上手に情報発信すれば応援してくれる人は集まる。 ③街並みの話を地域の人と観光客が対話できるのが良い。 ④遺跡を公有化しないで維持していく方法を模索する必要がある。 ⑤ここにしかない土産を販売してはどうか。島田にお金が落ちる仕組みが欲しい。 ⑥軽トラ市をやってはどうか。 ⑦新東海製紙株の壁に昔の旅人の絵を描いてはどうか。 ⑧車の通行規制をしてほしい。

(2) ワークショップでの意見

平成29年度に実施したワークショップでは、史跡およびその周辺の現地点検を行い、その結果からみる問題点等の整理を行った。現状確認の主な意見を記載すると、「良い点」としては史跡全体的なものや遺構に関する意見が多く、「悪い点」としては、施設整備（案内看板など）や利活用に関する意見、「特徴的な点、その他気付きの点」としては、利活用に関する意見が多かった。

表3 ワークショップでの現状確認の主な意見

	分類	意見・要望
良い点	史跡全体的なもの	タイムスリップしたような空間にしたら素晴らしい遺跡になる。 のんびりしている。雰囲気がいい（木造の家や田んぼも）。静かな環境を保っている。 史跡がコンパクトである（まとまっている）。 文化・資料的なものが多い。（博物館・川会所） 地域住民と話ができる。 地割が残っている。
	遺構に関する意見	札場など扉を開けたままなので、興味を持ちやすい。 現存する川会所は島田のみ（大きなアピールポイント）。 川役人・人足の人形があつて昔の状態をイメージしやすい。
	施設整備	分館がとても落ち着く。 電線がないのが良い。
悪い点	基盤整備	車が多くて落ち着かない。
	施設整備 （案内看板など）	外から来る人に川越遺跡があることが分かりにくい。 案内看板が小さく気付きにくい。 案内看板が統一されていない。日本語表記しかない。
	修景	テレビアンテナが街道に合わない。 新東海製紙株の壁が殺風景。この先に遺跡があるか分からない。
	広域ネットワーク	蓬萊橋と川越街道とのつながりが弱い。 駅からのアクセスが悪い。路線バスがない（観光地として路線バスを通してほしい）。
	利活用に関する意見	飲食店、土産物店が少ない。飲食できるフリースペースがない。 演出が足りない。 民俗資料館がせっかく面白いものが揃っているのにアピールが足りない。
特徴的な点、その他気付きの点	全体	中山道の馬籠みたいにしてほしい方が多い。 川越しは男の溜まり場。→女性目線からの川越しは取り入れられるか？
	施設整備	向島西バス停の名前を変える。
	利活用に関する意見	三番宿などで定期的にヨガ、お茶、着付け、三味線、俳句など雰囲気に合ったものをやる。 番宿に当時の遊び体験コーナーを作る（囲碁・将棋コーナー常設）。 和泉屋さんのような駄菓子屋さんに復活してもらいたい。 芭蕉にちなんで句会をやってはどうか？ 住人との交流（老人会・こども会・婦人会）があるといい。 せぎ跡 大井川の広さを実感できる。→うまく表現したい。 “ここが川越しだ”というSNSスポットをつくる。



ワークショップの参加者

2 整備に向けた課題

整備に関する市民の意識や史跡の現状を踏まえ、整備に向けた課題を整理し、以下に示す。

表4 整備に向けた課題

内 容	課 題
遺構の保存 ・整備	川会所、番宿を中心とする歴史文化財の適切な保存と整備・活用が必要である（川会所・立合宿・札場・仲間の宿など）。
動 線	①車の動線：街道への侵入車両を極力減らして見学者の安全を確保するとともに、地域住民の利便性の向上を図るため、誘導路として周辺道路の拡幅や駐車場整備のほか、交通規制の検討が必要である。 ②人の動線：周辺の史跡めぐりのため、誘導サインを整備する必要がある。
修景及び植栽	①街道に面する住宅地や街道から見える住宅地においては、景観を整備するとともに住民のプライバシーの保護を図る必要がある。 ②遺跡の入り口にふさわしい修景・サイン整備を進める必要がある。
案内・解説	①見学者が理解しやすい看板表示を行う必要がある。 ②多言語表記など人に優しい説明看板の設置を行う必要がある。
ネットワーク	市内の他の名所や集客施設とのネットワークが容易になるような工夫が必要である。
便益施設	イベントの開催時や今後の観光客の増加に対応した駐車場やトイレ等を整備し、利便性を高める必要がある。
調査・研究	川越遺跡の確認・解明、さらに遺跡に対する理解を増進するため、文献の調査や地下の遺構・遺物の情報収集を目的とした調査の実施が必要である。
公開・活用	①川越遺跡をPRするための体験プログラムやイベント等の充実を検討する必要がある。 ②学校教育における教育・学習活動の場としての活用を図る必要がある。 ③空き家・定住化対策を進める必要がある。 ④東海道・川越し・歴史的景観を活用した飲食・土産物販売の強化が必要である。

第4章 整備基本計画

第1節 整備の理念及び整備の基本方針

1 整備の理念

整備の理念については、『島田宿大井川川越遺跡整備基本構想』（以下、「整備基本構想」と省略）のなかで、下記のとおり設定した。

東海道最大の難所 大井川の川越遺跡を守り継ぎ
そこに住む人にも訪れる人にも心地良い史跡のまちづくり

- (1) 江戸時代、東海道最大の難所として知られた大井川の川越しを物語る遺跡を顕在化していく。・・・①
- (2) 川越遺跡の魅力である切妻屋根の歴史的な家並みを活かし、今も人々が暮らす遺跡として持続可能なまちづくりを進め守り継いでいく。・・・①
- (3) 遺跡の積極的な幅広い活用を検討し、人に優しい史跡のまちづくりを図る。・・・②
- (4) 島田宿大井川川越遺跡の文化財としての史跡の価値を深化させ、整備・活用を行うとともに、文化的観光地化を図る。・・・③

【史跡整備の3つの柱】

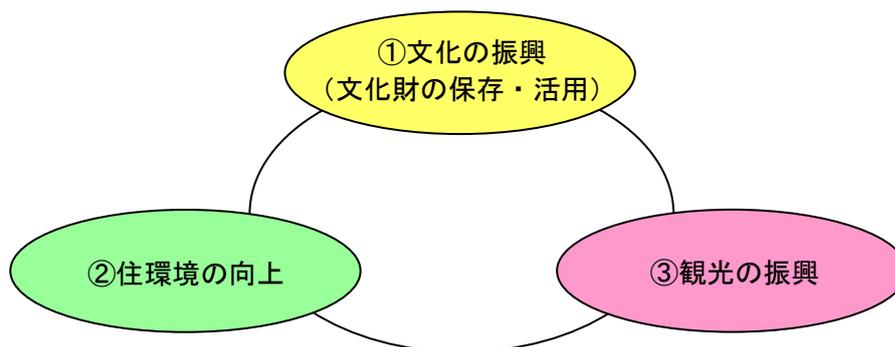


図15 整備の理念図

2 整備の基本方針

上記の整備の理念を具体化するための基本方針を以下に示す。

『文化財としての保存を前提とし、観光・くらしの場として地域振興に積極的に活用していくための持続可能な整備・活用を目指す。』

(1) 遺構の保存・整備

川会所や立合宿など史跡の価値を保存・顕現するため復元整備を行い、次世代へ確実に継承する。また、文化的観光資源・市民協働の場として活用していくため、展示整備や体験施設化を行う。

(2) 植栽・修景整備

史跡のまちにふさわしい歴史的景観の保護と整備を進めるとともに、街道に面する住宅地や街道から見える住宅地においては、景観を整備するとともに住民のプライバシーの保護を図る。また、遺跡の入り口にふさわしい修景・サイン整備を進める。

(3) 周辺環境の保全およびネットワーク整備

地域住民の理解と協力を得ながら周辺環境の保全に努めるとともに、史跡の価値のさらなる向上と、来訪者の円滑な誘導・理解増進、他の名所や集客施設とのネットワークが容易になるように整備を進める。

(4) 調査・研究の推進

川越しに関する資料の調査研究を行うとともに、川越遺跡の解明や川越遺跡に対する理解を増進するために発掘調査を実施する。

(5) 文化的資源の公開・活用

見学するだけの遺跡ではなく、学び・楽しみ・体感できる体験型の遺跡として、何度も訪れてもらえるような事業を企画検討し、遺跡を公開・活用していく。

第2節 全体計画及び地区区分計画

1 地区区分（ゾーン区分）と保存整備の方針

川越遺跡の地区区分については、『整備基本構想』において整備・活用の条件や所有状況、現状変更の取り扱い等により、次の3つのゾーンを設定している。

(1) 史跡指定地ゾーン

史跡の構成要素で、所有状況等により整備・活用条件に差がある。今後、地権者や周辺在住者の理解と協力を得ながら、各種調査の結果を踏まえた保存、整備を図っていく地域である。家屋の復元、背面住宅の修景、遺跡を活用した事業を展開していく。

(2) 保護対象範囲ゾーン

史跡指定地と一体として遺構や景観を保護する地区、埋蔵文化財の周知の遺跡と同様な取り扱いを行う。史跡指定地と一体として保護していく地域である。現況や文化財的な価値、今後の利活用等を十分に検討し、地権者や周辺住民の理解と協力を得ながら整備を行う。

(3) 史跡周辺ゾーン

「史跡指定地ゾーン」および「保護対象範囲ゾーン」の周辺の河原町町内と大井川河川敷のエリア。島田市博物館本館や朝顔の松公園、大井川河川敷などの周辺地域も含め、一体的に保全と整備を行う。

2 整備の重点事業

(1) 遺構の保存・整備

川会所の移築と復元整備、立合宿の復元整備、番宿での体験施設整備

(2) 修景・案内解説

川越街道の始点から終点部分の修景・サイン整備

(3) 公開・活用

遺跡の紹介展示、東海道・川越し・歴史的景観を活用した地域振興(体験講座・イベント等)

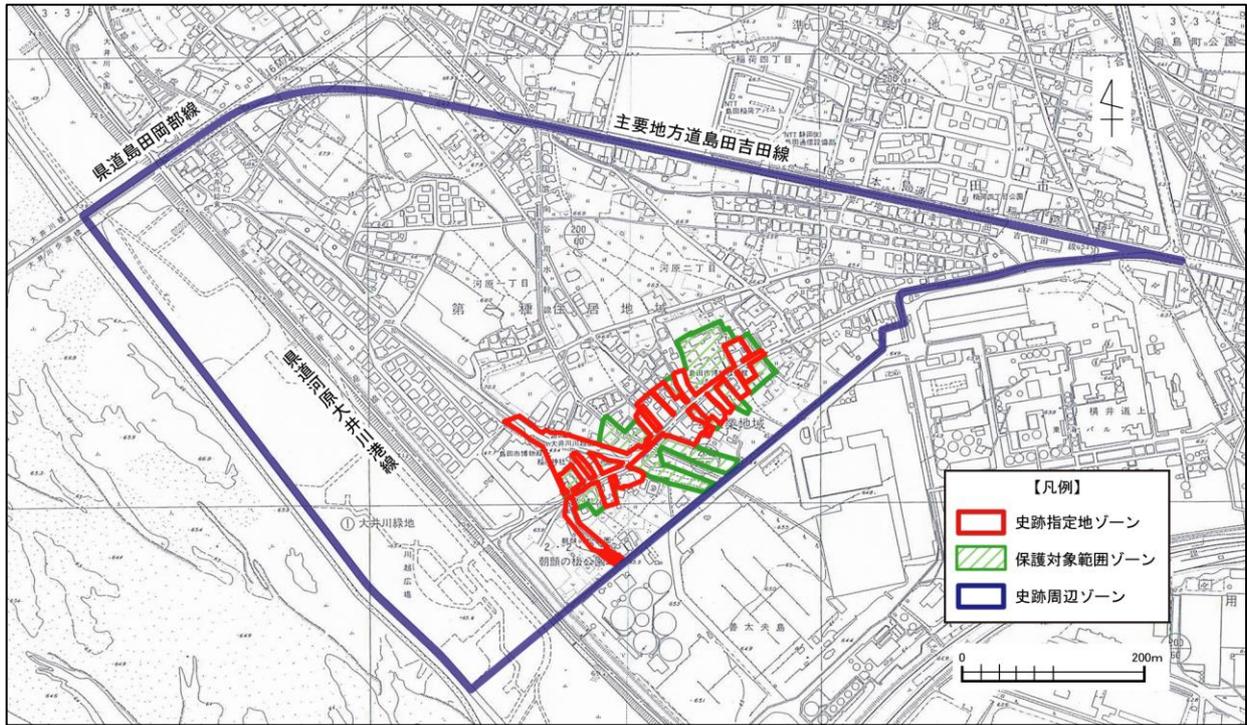


図 16 地区区分 (ゾーン区分)

表5 ゾーン別整備方針一覧表

	(1) 史跡指定地ゾーン			(2) 保護対象範囲ゾーン (指定地を含まない)			(3) 史跡周辺ゾーン			
	市有地		民有地	市有地		民有地	市有地		国・県有地	民有地
	教育財産	その他		教育財産	その他		教育財産	その他		
場所	二番宿西、三番宿、七番宿跡、十番宿、川会所跡、札場、立合宿、仲間の宿、酒屋跡	島田大堤(北)、善太夫嶋堤(せぎ跡)	稻荷神社、一番宿跡、二番宿、五番宿跡、六番宿、九番宿跡、和泉屋、橋本屋跡、荷縄屋、そば屋跡、口取宿跡	川会所(建物)、博物館分館	島田大堤(指定地南)、川越茶屋	個人住宅、空き地、水田	博物館本館	島田大堤(指定地北)、朝顔の松公園、市道、水路等	大井川河川敷、県道河原・大井川港線、県道島田・吉田線	個人住宅、工場、空き地、田畑等
① 遺構の保存整備	ア 川会所の移築と高札場の復元・展示整備 イ 立合宿の復元整備(展示・体験施設化検討) ウ 札場・仲間の宿等の体験施設整備		川会所建物の移築			ア 塚本家住宅の保存・活用の検討 イ 関川庵・常唱堂・あさがお堂・文学碑等の保全				
② 植栽・修景整備	ア 街道に面する住宅地や背面住宅地の修景(ファサード修景の整備)(共通事項) イ 景観保護および整備のための基準と補助事業の活用促進(共通事項)									
	ウ 農業体験学習による景観保全の検討			ウ 農業体験学習による景観保全			ウ 入口にふさわしい修景整備			
③ 基盤整備	ア 道路・駐車場整備の検討(共通事項)									
	イ 車輛の通行規制の検討			—			イ 街道への進入車輛を極力減らし迂回路などの整備を検討			
④ 施設整備	ア 説明板の新設や既存看板の改修、案内看板の設置(共通事項)									
	イ 遺跡の説明システム導入の検討			イ 旧桜井家住宅(島田市博物館分館)の国の文化財登録を検討			イ 博物館本館常設展示のリニューアル等を検討 ウ 案内標示板等の設置			